



令和5年度 四国管内地域包括
ケア等推進関係省庁連絡会
【資料4-5】

農福連携をめぐる情勢

中国四国農政局
農村振興部 都市農村交流課

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）【令和5年度予算概算決定額 9,070(9,752)百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出(3,000件[令和6年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間】 2年間

【交付率】 定額(上限150万円等)

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額(上限500万円等)

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にか かる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間】 最大2年間

【交付率】 1/2(上限1,000万円、2,500万円等)

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の運用

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

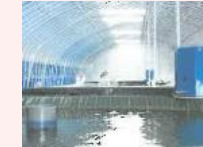
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備

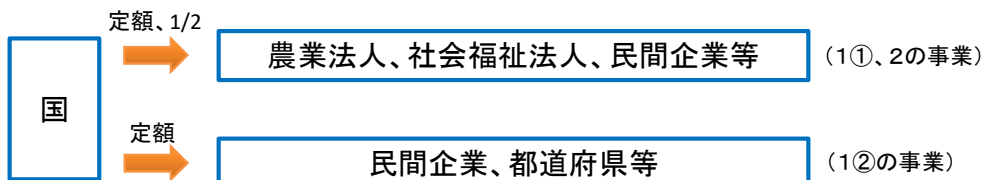


園地、園路整備



処理加工施設

<事業の流れ>



農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援

農福連携の取組

【事業実施主体】

- ・ 農林水産業を営む法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 地域協議会※
- ・ 民間企業（ほか）



※地域協議会の構成員に市町村を含むこと
 ※※個人に対する助成はできません※※

- ・ 課題の把握
- ・ 事例の蓄積

- ・ 専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

- このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

実践団体への支援

都道府県への支援

<ソフト対策>

推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）

技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園※¹の開設、移動可能なトイレのリース導入に必要な経費等を支援

- 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等
 - 職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
 - 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成
- （注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

事業実施期間：2年間
 （+自主取組：1年間）
 交付率等：定額
 上限：150万円/年
 300万円/年※²
 （マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算）

- ※¹ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園。
- ※² 整備事業（農福連携型）〔ハード対策〕のメニューのうち「経営支援」を実施する場合。

※原則、併せ行うこと

<ハード対策>

整備事業（農福連携型）

農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設※³、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備

事業実施期間：2年以内
 交付率等：1/2
 上限：下記のとおり※⁴

- ※³ 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。
- ※⁴ 各メニューの上限額：簡易整備（200万円）、介護・機能維持（400万円）、高度経営（1,000万円）、経営支援（2,500万円）

【推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び整備事業（農福連携型）の主な要件】

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

<ソフト対策>

推進事業（農福連携型のうち都道府県専門人材育成支援事業）

農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）※⁵、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成

事業実施期間：1年間
 交付率等：定額
 上限：500万円/年

- ※⁵ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

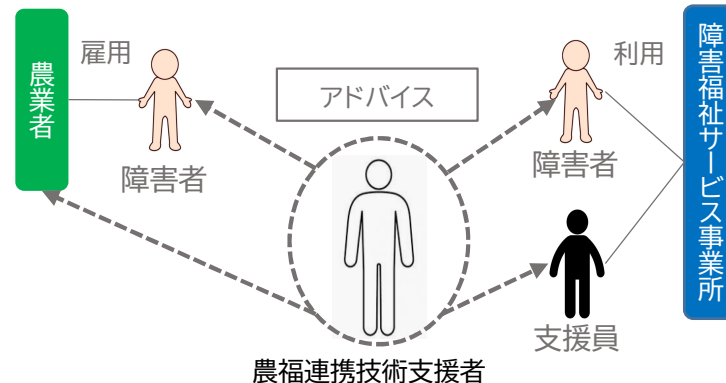
農福連携技術支援者の育成

- 令和元年6月に決定した農福連携等推進ビジョンにおいて、「農業版ジョブコーチの仕組みを全国共通の枠組みとして構築し、専門人材を育成する」こととしており、令和2年度から、「**農福連携技術支援者育成研修**」(いわゆる「**農業版ジョブコーチ育成研修**」)を**全国共通の枠組み**として実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを農林水産省が策定した**基準プログラム**に準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。認定された者は、「**農福連携技術支援者(農林水産省認定)**」として、現場において支援。

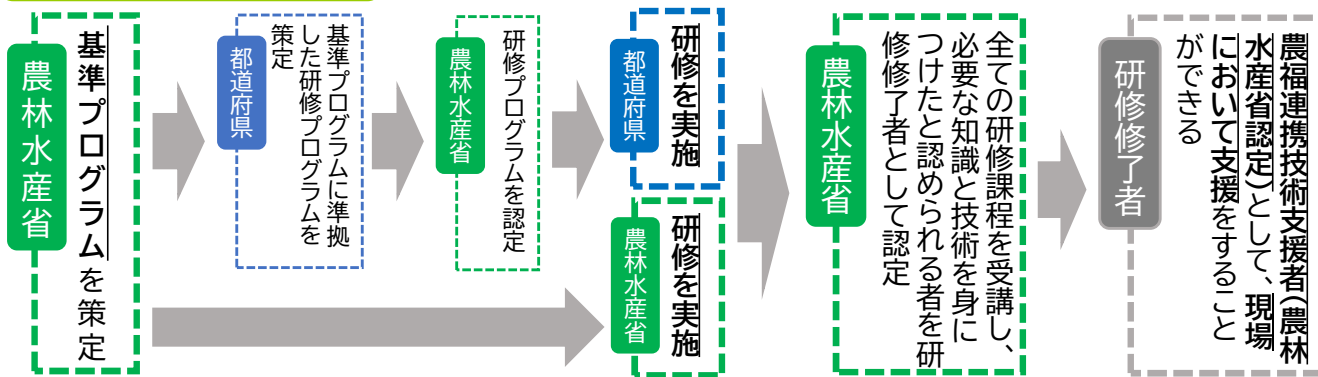
1. 育成する人材

農福連携技術支援者

- ① 農業者
 - ② 障害福祉サービス事業所の支援員
 - ③ 障害者本人
- の3者に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材。



2. 育成の枠組み



3. 基準プログラム

研修形式と期間

- (1) 座学講義3日間程度
- (2) 演習・実地研修4日間程度
- (3) 修了試験(農林水産省が作成)

カリキュラム

- ・ 障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・ 障害特性と職業的課題の基礎
- ・ 障害特性に対応した農作業支援技法
- ・ 農業者による農福連携の経営実務
- ・ 農作業における作業細分化・難易度評価の技法など

4. 研修の受講者

受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

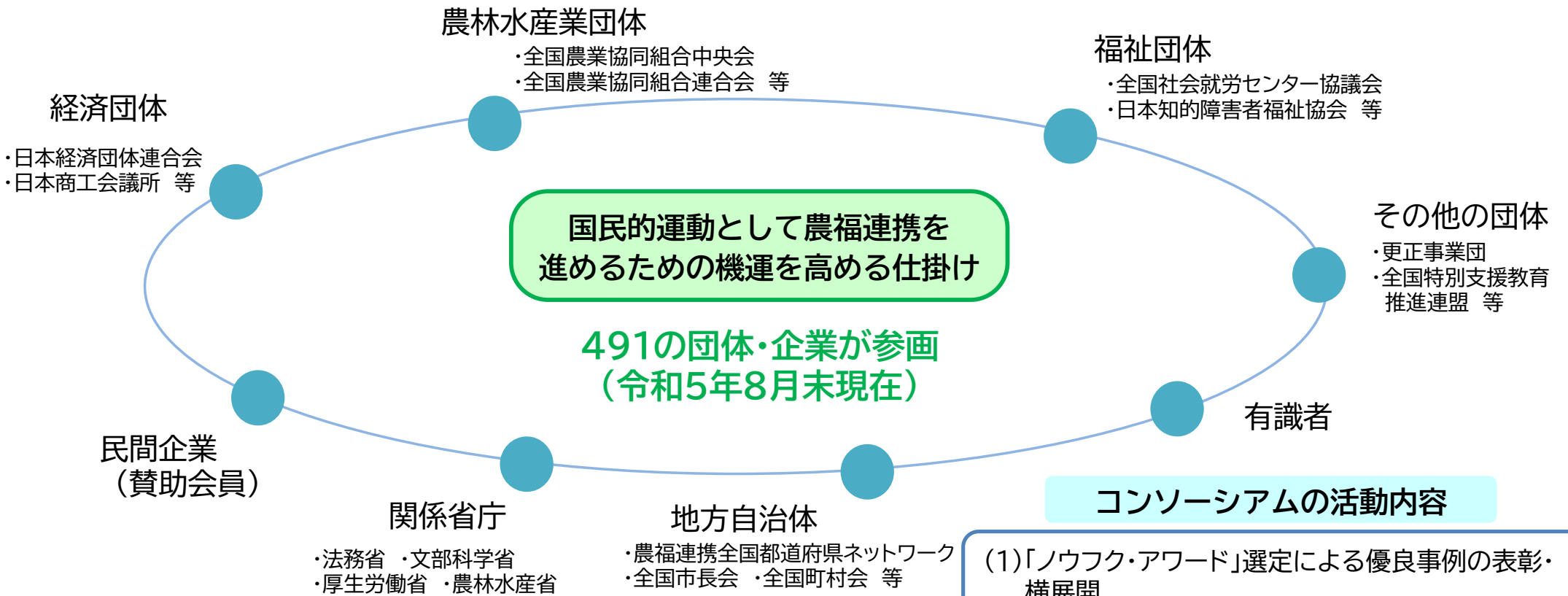
受講定員

各回につき20名程度

農福連携等応援コンソーシアムの設立

- 国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを設立。

農福連携等応援コンソーシアムの構成



ノウフク・アワードについて

- 全国で農福連携に取り組む団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表彰。国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。
- 令和2年度にノウフク・アワード2020を初開催し、「みんなで耕そう！」をスローガンに、「人を耕す」「地域を耕す」「未来を耕す」との観点から優れた取組を表彰。
- 令和3年度のノウフク・アワード2021からは、農福連携の新たな動きや広がりに着目し、「フレッシュ賞」、「チャレンジ賞」を新設。令和4年度のノウフク・アワード2022についても、前年度の枠組みに沿って開催。令和5年度も枠組みはそのままにノウフク・アワード2023を開催。応募期間は8月28日～10月20日。

取組概要

- ・応募対象：全国で農福連携に取り組んでいる団体等
- ・選定方法：「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」との観点から、優れた取組に対して以下の賞を授与
「グランプリ」、「準グランプリ」、「優秀賞」
「フレッシュ賞」(取組開始5年以内の優れた取組)
「チャレンジ賞」(「農」や「福」の広がりに向けた取組)
- ・審査員：中嶋 康博^{*} 東京大学大学院農学生命科学研究科教授(審査員長)
濱田 健司^{*} 東海大学文理総合学部教授
松森 果林^{*} ユニバーサルデザインアドバイザー
村木 厚子^{*} 津田塾大学総合政策学部客員教授
米田 雅子^{*} 東京工業大学環境・社会理工学院特任教授
- ・主催：農福連携等応援コンソーシアム(事務局：農林水産省)



農福連携の優れた取組の横展開へ

48事業者が
認証取得済み
(令和5年8月)

障害者が生産行程に携わった食品のJAS(ノウフクJAS)

- 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携(ノウフク)」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。
- 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の基準を規格化することにより、次の効果が期待。
 - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を望む購買層に訴求することが可能に。
 - ② 「農福連携(ノウフク)」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

規格等の内容

- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- 障害者が携わった生産行程の情報提供
- 加工食品において使用する原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法及び内容

